

記者発表資料

平成 2 1 年 7 月 3 0 日 (木)

環境局 環境共生部 環境対策課

担当：新井

電話：8 2 9 - 1 3 3 0 (3 1 3 6)

平成 2 0 年度さいたま市大気汚染常時監視測定結果

常時監視測定結果の概要

一般環境における大気汚染の状況を把握するため、本市では一般環境大気測定局 1 0 局、自動車排出ガス測定局 6 局の合計 1 6 局で大気汚染防止法第 22 条の規定により測定を行っています。

このたび、平成 2 0 年度の大気汚染常時監視測定結果がまとまりましたので、発表いたします。

環境基準の定められている 5 物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント）のうち、光化学オキシダントを除き、平成 1 9 年度に引き続いて全局で環境基準を達成しております。

1 平成 2 0 年度環境基準達成状況

(1) 一般環境大気測定局

	有効局	達成局	達成率 (%)
二酸化窒素	1 0	1 0	1 0 0 . 0
浮遊粒子状物質	1 0	1 0	1 0 0 . 0
光化学オキシダント	1 0	0	0 . 0
二酸化硫黄	9	9	1 0 0 . 0
一酸化炭素	2	2	1 0 0 . 0

(2) 自動車排出ガス測定局

	有効局	達成局	達成率 (%)
二酸化窒素	6	6	1 0 0 . 0
浮遊粒子状物質	6	6	1 0 0 . 0
二酸化硫黄	1	1	1 0 0 . 0
一酸化炭素	4	4	1 0 0 . 0

有効局：年間の測定時間が 6 0 0 0 時間以上の測定局のことをいいます。

2 測定結果

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

・測定を行った 1 6 局すべてで環境基準を達成しました。平成 1 5 年度から 6 年間連続で環境基

準達成率100%となっております。

- ・年平均値の経年変化は、緩やかに改善傾向を示しています。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・平成18年度から2年連続で16局すべてで環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は減少傾向にあります。

(3) 光化学オキシダント (Ox)

- ・昨年度と同様に測定を行った10局すべてで環境基準を達成しませんでした。
- ・さいたま市は埼玉県のおキシダントに係る緊急時の対象地域8地区の中で県南中部地区に属しています。県南中部地区での光化学スモッグ注意報発令回数は、9回で、昨年度より12回少なくなっています。健康被害届出は1件ありました。

8月後半以降は大気の状態が不安定となり曇りや雨の日が多かったため発令回数が減少したと考えられます。

(4) 二酸化硫黄 (SO₂)

- ・測定を行った10局すべてで環境基準を達成しました。
- ・年平均値は、自動車排出ガス測定局において平成8年から減少し、平成14、15年に上昇しましたが、その後は減少傾向です。

(5) 一酸化炭素 (CO)

- ・測定を行った6局すべてで環境基準を達成しました。年平均値は、減少傾向です。

環境基準と評価の方法

環境基準

項目	環境基準	評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価 (年間98%値評価)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価 (2%除外値評価) 短期的評価
光化学オキシダント	1時間値の1日平均値が0.06ppm以下であること。	短期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価 (2%除外値評価) 短期的評価
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価 (2%除外値評価) 短期的評価

評価の方法について

各測定項目によって評価の内容が下記のように異なります。

(1) 短期的評価の方法

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行うものとしています。

(2) 長期的評価の方法

・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄・一酸化炭素の場合

<2%除外値による評価>

年間における1日平均値のうち、測定値の高い方から順に並べて2%の範囲にある値(365日測定した場合は高い方から7日分の測定値)を除外して評価を行っています。

*ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準値を2日以上連続した場合には非達成と評価する。

・二酸化窒素の場合

<年間98%値による評価>

年間における1日平均値のうち、測定値の低い方から順にならべて98%(365日測定した場合は低い方から358日目の測定値)に相当する値で評価しています。

さいたま市大気常時監視測定局位置図

